

第 1 4 7 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 5 年 6 月 1 9 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 5 年 6 月 1 9 日 (月) 午前 9 時 3 9 分
- 3 閉会の日時 令和 5 年 6 月 1 9 日 (月) 午前 1 0 時 2 7 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 7 名 欠席 3 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長 (1)	浮田 孝允	出	5	奥田 哲也	出
職務代理者 (6)	岸本 博	出	7	串田 修	出
2	大森 美也子	出	8	今東 徳雄	欠
3	大森 勇二	出	9	延澤 強哉	欠
4	岡本 五樹	欠	1 0	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会副会長 石井 治夫
 東区協議会長 岡崎 章二

事務局 担当局長 佐古 和之 総務・農政担当課長 菱川 真輔
 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司
 担当課長補佐 逢坂 篤之 主査 浦上 和彦
 農地担当係長 藤村 博之 主任 安立 麻以子

7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 (3) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
 (4) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について

- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
 (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届について
 (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 (4) 農地改良届について

第 2 号議案 農政関係等について

- 申 請 等 (1) 農政関係等について
 (2) その他

9 議事録署名委員の氏名

5番 奥田 哲也

7番 串田 修

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第147回岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は3名です。

本日の議事録署名委員を指名します。

5番 奥田 哲也 委員、7番 串田 修 委員 をお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

浦上主査 議案の訂正があります。「第147回 岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等」をご覧ください。第1号議案 申請等(2)農地法第5条の規定に基づく許可申請について、3ページ中区2番、譲受人の氏名「XXXXXXXXXX」を「XXXXXXXXXX」に訂正してください。以上です。

議長 それでは申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から東区の説明をお願いします。

浦上主査 1ページ1番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.9ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番から4番までは、譲渡人が同一のため同時に説明します。いずれも増反による所有権移転です。

2番、受人は現在、約1.7ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。

3番、受人は現在、約1.9ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。

4番、受人は現在、約1.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。

いずれも取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、増反による所有権移転です。受人は現在、約18アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、増反による所有権移転です。受人は現在、約40アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、増反(受贈)による所有権移転です。受人は現在、約26アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしている

と考えます。

8番、増反による所有権移転です。受人は現在、約90アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

1ページ9番から2ページ11番までは、譲渡人が同一のため同時に説明します。いずれも増反による所有権移転です。

9番、受人は現在、約35アール耕作しており、非耕作地はありません。

10番、受人は現在、約73アール耕作しており、非耕作地はありません。

11番、受人は現在、約99アール耕作しており、非耕作地はありません。

いずれも取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告お願いします。

岡崎推進委員 1番から11番までの11件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(1)は、1番から11番までの11件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等(2)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

安立主任 3ページ1番、令和3年5月18日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は運動場及び駐車場で所有権を移転します。

受人は現在、申請地の隣地で竜之口保育園を運営していますが、児童数増加に伴い既存の運動場では狭くなり、また、職員及び児童送迎用の駐車場が不足していることから、既存の保育園用地と一体利用できる申請地を取得し、運動場及び駐車場として転用しようとするものです。

申請地は1種農地ですが、同一事業者による既存面積の2分の1までの敷地拡張に該当し、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、アメリカ合衆国カリフォルニア州の賃貸住宅に夫婦2人で居住していますが、親の面倒を見るため、実家に近くお互いの家族が助け合える父所有の申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、北区横井上の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の実家に近く両親の面倒をみるのに便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3ページ4番から4ページ9番までは、敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

令和5年3月30日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

4番、受人は現在、東区松新町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、夫と妻それぞれの勤務先に近く通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

5番、受人は現在、中区平井の借家に夫婦2人で居住していますが、出産の予定があり、家財道具が増えて手狭になったため、現居住地と妻の実家に近く生活環境を変えずに安心して生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

6番、受人は現在、中区湊の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の実家に近く子育ての支援を受けやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

7番、受人は現在、北区北方一丁目の借家に夫婦2人で居住していますが、出産の予定があり、家財道具が増えて手狭になったため、夫の勤務先に近く通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

8番、受人は現在、中区平井の借家に夫婦2人で居住していますが、出産の予定があり、家財道具が増えて手狭になったため、現居住地に近く生活環境を変えずに生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

9番、受人は現在、中区浜一丁目の借家に夫婦2人で居住していますが、出産の予定があり、家財道具が増えて手狭になったため、夫と妻それぞれの勤務先に近く通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、申請地はJR東岡山駅から宅地割合が40%になるまで半径を延長した範囲内の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。

受人は現在、中区浜二丁目に事務所を置き、米穀物販売業を営んでいます。申請地の隣地には穀物保存倉庫、近所には販売店舗がありますが、利用者の駐車場が整備されておらず倉庫等の空きスペースに駐車してもらっている状況のため、倉庫や店舗に隣接及び近接し、まとまったスペースが確保できる申請地を露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を石井副会長さん、ご報告をお願いします。

石井推進委員 1番から10番までの10件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 ありません。

議長 それでは、申請等(2)は、1番から10番までの10件を許可と決定してよろしいか。

全議員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等(3)岡山市農用地利用集積^{しゅうせき}計画の決定について(所有権の移転)を審議します。事務局から説明をお願いします。

浦上主査 今回の利用集積計画について説明します。

東区分で5ページ1番から3番までの3件です。農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、1番は農地の所有者から財団へ、2番、3番は財団から担い手への所有権移転です。中区の案件はありません。

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、東区協議会では原案どおり決定意見となっています。以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全議員 ありません。

議長 それでは、申請等(3)岡山市農用地利用集積^{しゅうせき}計画の決定については、原案のとおり決定とします。

次に、申請等(4)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

安立主任 6ページ1番から8ページ11番までの11件で、権利取得の事由は相続及び時効取得、権利の種類はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希

望はありません。各地区協議会では、すべて受理意見となっています。以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（４）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、
１番から１１番までの１１件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

浦上主査 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届については、９ページ
１番の１件で、転用目的は露天駐車場で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、１０ペー
ジ１番から７番までの７件で、転用目的は分譲住宅地等６件、露天駐車場及び資材
置場１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１１ペ
ージ１番から５番までの５件です。解約理由は耕作目的が３件、転用目的が２件で、
離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地改良届については、１２ページ１番、２番の２件です。内容は普通
野菜畑１件、育苗圃^{いくびょうほ}１件です。以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら、以上で第１号議案、農地関係申請等は終了します。

続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第２号議案について資料に従い説明。

議長 第２号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委
員の方から何かご意見はありませんか。

全員 ありません。

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

最後に何かご意見等がありますか。

全員 ありません。

岸本職務 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。

代理者 本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議あり
がとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前１０時２７分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員